

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。

日本共産党は、地域主権の名の下に、これまで多年にわたる国民の努力で築き上げてきた社会保障に対する国の責任を放棄するというには断固反対であります。今回の地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案、いわゆる地域主権改革一括法案を読みますと、その危惧を一層強くせざるを得ません。

法案では、一府七省にかかわる四十一の法律が改定されることになっております。その中には、国民の安全にかかわる規制でありますとか、子供の発達にかかわる基準も多く含まれております。これらを地域主権の名の下に一括して地方に言わば丸投げしてしまっていていいのかと、慎重に検討しなければならないと思います。

そこで、具体的に聞きますけれども、一括法案では児童福祉法の改定も提案されております。その児童福祉法の現行四十五条には、厚生労働大臣は児童福祉施設の設備及び運営について最低基準を定めなければならないとあります。ところが、改定案では、この厚生労働大臣とか最低基準という文言がぼっさり削られまして、都道府県は児童福祉施設の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないというふうに変えられております。現行の児童福祉法には最低基準という文言が数えますと九か所出てまいりますけれども、今回九か所とも削除されております。

まず、厚生労働省の山井政務官に来ていただいておりますけれども、こういう改定になるというのは間違いありませんね。

○大臣政務官（山井和則君） このことについては、まさにこの委員会で今議論されているところだと承知しております。

○山下芳生君 九か所削られようとしているということでありまして、うなずいておられますので。

そこで、厚生労働大臣が現行定めております児童福祉施設の最低基準というのは、この最低基準がなくなるわけですから、これ全部なくなるわけですけれども、山井政務官、現在、厚労省の省令で定められている児童福祉施設の最低基準の第二条、最低基準の目的には何と書かれてありますでしょうか。

○大臣政務官（山井和則君） お答え申し上げます。

児童福祉施設最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の指導により、心身共に健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障することを目的としていると、児童福祉施設最低基準省令の第二条でございます。

○山下芳生君 私も昨日、改めて読みまして感動を覚えました。すばらしいことが書いていますね。明るくて衛生的な環境とか、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員とあります。これは、子供たちが心身共に健やかに発達できる環境を国が責任を持って保障するんだという決意が私には感じられました。

それだけではありません。御紹介いただいた省令の最低基準の第三条には、最低基準の向上という項目がありまして、そこには、都道府県知事は、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えてその設備及び運営を向上させるように勧告することができるでありますとか、厚生労働大臣は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする、こうあります。これもすばらしい内容だと思います。子供たちの健やかな発達のために国が保障する水準は時代とともに逐次高めなければならないという、後退させてはならない、そういう哲学が感じられる文言だと思います。

そこで、山井政務官に伺いますが、私は児童福祉法のこの最低基準に定められた決意、哲学、これは絶対になくしてはならないと思いますが、政務官、いかがですか。

○大臣政務官（山井和則君） 山下委員、御質問ありがとうございます。

山下委員御指摘のように、やはり保育の最低基準をしっかりと保障していくという決意、理念というものは非常に重要なことだというふうに思っております。本当に幼いお子さんたちは、今の環境あるいは保育が不十分であるとかそういう声を上げることができないわけですから、それはしっかり公が守っていく必要があると思っております。

○山下芳生君　そうおっしゃるんだったら、何で最低基準を削除するのかということになるんです。これまでと全然違うことになりますね。子供の発達を保障する水準を、これまでは国が直接定めて全国どこの子供たちにもその水準を提供する、そしてその水準は時代とともに引き上げるとしていたこれまでのやり方はもうやめると、今回の法改定でですね、になるわけですよ。最低基準をなくして都道府県が定める基準にゆだねるというのはそういうことだと思います。これをやりますと、国の責任、子供たちに最善の環境を提供しようという決意や哲学を投げ捨てるものだと、私はならざるを得ないと思っております。そうじゃないんですか。

○大臣政務官（山井和則君）　投げ捨てているわけではございませんで、児童福祉施設最低基準は、上記の目的を達成するために、これを下回った基準での児童の育成が行われないための、文字どおり最低基準として国が定めているものでありますが、今回、最低基準を地方自治体の条例に委任したとしても、社会情勢の変化等を踏まえ、地方自治体において引き続きその向上に努められるべきものであると考えており、最低基準を向上させるという理念が失われるものではないと考えております。

○山下芳生君　山井政務官はそうお答えになりましたけど、そうすると、今現行の最低基準の向上という同じ考えを法改定後の都道府県が定める条例にも入れさせるんですか。厚生労働省令で定める基準にも基準の向上という文言を入れるんですか。入れるんですか。

○大臣政務官（山井和則君）　そのことは今後検討していきたいと思っておりますが、とにかく最低基準を向上させるという理念は、これは今回の法案によって変わるものとは全く思っておりません。

○山下芳生君　いやいや、変わりますよ。

だって、現行のこの向上という文言は現行の最低基準の中に入っているんですから、さっき私、紹介しましたが、都道府県あるいは国は向上させるものだということが書いてあるわけですね。これがなくなるんですよ。幾ら山井さんが大事にせなあかんとやったって、これなくなるんですから。なくなった後これ大事にするんだったら、国が今度基準を定める基準の中にこういう基準の向上というのが入らないと、これ保証ないじゃないですか。どうですか。

○大臣政務官（山井和則君）　この法案の趣旨は、最低基準を低下させていくということではなくて、地方自治体の創意工夫あるいは地方自治体の地域のニーズに応じてより向上させていくということを目的としていると、そういうふうに承知しております。

○山下芳生君　地方自治体のニーズということは言うんだけど、国が責任持って向上させる、維持させるということは保証ないと、今の答弁を聞いてもそう思います。

もう一つ聞きたいんですけれども、児童福祉法の改定案四十五条の二項にある厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとするの中にある、厚生労働省令で定める基準というのは、現在の児童福祉法の最低基準として定められている内容と同一なのかということなんです。

資料に、保育所とその他の児童福祉施設の最低基準として定められている主な内容を配付しております。一枚目は保育所ですけれども、例えば職員の配置基準ですと、〇歳児は三人に保育士が一人、三対一。一、二歳児は六対一、三歳児は二〇対一、四歳以上児は三〇対一。それから、設備の基準で〇、一歳児を入所させる保育所は、乳児室の面積は一人当たり一・六五平米以上、ほふく室の面積は一人当たり三・三平米以上。それから、二歳以上児を入所させる保育所の場合は、保育室又は遊戯室の面積は一人当たり一・九八平米以上とありますね。二枚目に、乳児院とか児童養護施設などが載っておりますけれども、ここでは看護師、それから児童指導員、保育士、栄養士などの基準がそれぞれ定められております。

ここで定められている基準の内容、水準が今度省令の中で定める基準と同一なのか、そのとおりこのままなのか、これはいかがですか。

○大臣政務官（山井和則君）　山下委員、御質問ありがとうございます。

この地域主権改革の実現に向けては、厚生労働省としてもその取組を推進していく所存ではありますが、御指摘のように、児童福祉施設においてはその施設や運営の基準を適切に定めることにより、子供の健やかな育ちを保障することが重要であると考えております。

特に、今回の法案でも、児童福祉施設最低基準については次の三点、つまり、設置する従業者及びその数、そし

て二番目に居室の床面積、三番目、児童の適切な処遇及び安全の確保、秘密の保持、健全な発達等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定める事項といった児童に対するサービスの質に大きな影響を与える基準については、遵守すべき基準として、厚生労働省令で定める全国一律の基準に従い、都道府県等は条例を設置することとしております。さらに、児童福祉施設最低基準に関しては、子供の健やかな育ちに深刻な影響を生じてはならないと考えておまして、その厚生労働省令で定める基準については、現行の基準を基本と考えております。

いずれにしましても、具体的な基準については、この法案の審議を踏まえ改正法施行までに厚生労働省において検討し、基準について規定したいと考えております。

○山下芳生君 今、現行を基準に考えているとお述べになりましたけど、しかし、法律ができた後省令で決めると、基本的には、最終的には。だから、基本はそういうふうに今考えておられるんですけど、そのままなるという保証は私はないと思うんですね。しかし、ここが一番おっしゃるように大事だと思うんですよ。厚生省令の内容が今の最低基準以上になるのか、以下なのか、それとも同じなのか、これが明らかにならなければ、条例へ委任されてどうなるかが分からないわけですね。

子供の発達保障にとって一番極めて重要な基準がどうなるかは、私は、当然この法案を審議している国会に一つ一つ出してもらって検討しなければならない。これは一番大事な問題ですからね。これは、内容が今、これから決める、基本に考えているということだけど、どんなものが、どう検討されているのか、ここへ出していただかないとこれは審議できないです。国会の責任を果たせないと思いますが、出してください。

○大臣政務官（山井和則君） 山下委員、御質問ありがとうございます。

これについては、私たち厚生労働省の立場としては、厚生労働省令で定める基準については現行の基準を基本としたいと考えておりますし、具体的な表示については今回の審議を踏まえて改正法施行までに検討し、基準について規定したいと考えております。

そして、山下委員が危惧されている点は厚生労働省でも議論はしてまいりました。私もそもそも学生時代に児童福祉施設でボランティアをしておまして、その中で、本当に子供たちのために何ができるかということで政治を志した人間でありまして、その辺りについては長妻大臣と原口大臣の間でも、また厚生労働省と総務省の間でも、今回のことによって、やはり地方自治体の方が現場に近いところにいるわけですから、そういうところが御判断されることによって最低基準が下がる、そういうことがないように当然してまいりたいと考えております。

○山下芳生君 やっぱり現行を基準にと、基本にという表現で、それが上がるのか下がるのか、そのままなのかというのはやっぱり分かりません。でも、そこが一番大事なんですよ。これ出してもらわないと責任果たせないです。

委員長、私は政府に、当委員会に、この最低基準、児童福祉法だけじゃないですけども、かかわる基準がどうなるのか、資料として出していただくよう要求したいと思います。

○委員長（佐藤泰介君） 今後、理事会で協議をさせていただきます。

○山下芳生君 その状況を踏まえてしっかりと審議をしたいと思っております。

それで、私、山井政務官もいろんな児童福祉施設で働いてこれたということですが、児童養護施設というのがございます。家庭内虐待などの理由から、親子分離して保護する必要のある子供たちが入所し発達を保障される施設だと思います。

私、先日、甲府市にある社会福祉法人山梨立正光生園の児童養護施設を訪ねまして、加賀美理事長、山田施設長からお話を伺いました。加賀美理事長は、全国の児童養護施設の団体の御代表もされていた方でありまして。大学で教鞭も執られていた方で、戦災孤児の収容保護から始まった日本の児童養護施設の歴史、あるいは、九〇年代半ば以降、児童相談所への虐待相談が増加して施設の満杯状態が都市部から地方へと拡大していることなどを丁寧に説明していただきました。

加賀美理事長、こうおっしゃっています。虐待を受けた子供たちは、夜暗くなると恐怖感に襲われて夜泣きしたり、夢遊状態になったり、トイレにも行けなくなったりします。職員のところに来て、起きて起きてと言う子もいます。子供間の暴力に走る場合もあります。子供六人に職員一人という職員の配置基準を下げるようになったら、子供間暴力や施設から子供への暴力が増える。そうなれば、もう子供たちを集団で世話するのはやめた方が

いいと、こうおっしゃっていました。これ以上下げるとしたら、もう集めるのやめた方がいいと、非常に重い、ずしりとした言葉だと思います。

一方で、加賀美理事長は、今年も六人、この施設から高校を卒業し社会へと出ていった子供がいます。一人は看護師になりたいと看護学校に進学しました。あとの五人は就職を決めることができました。今の高校生の就職難の時代にです。ほとんど子供だけで、自分で選択権を持って、僕はこれになりたいと就職先を決めたと、こう語るときの理事長の表情は本当にうれしそうでありました。そして、必ずこの子供たちは自立してタックスペイヤーになれる、社会の担い手になれると語る目は、確信と決意に満ちておられました。国の不十分な制度の中でこんな子育てができるのは、現在この施設では住み込み制度という大変きつい、きつい労働条件の下で職員の皆さんが歯を食いしばって頑張ってくれているからだと思えます。

私は、今の最低基準というのは、そういうぎりぎりの中で、職員の皆さんの自己犠牲的精神で、そして子供の成長、発達を支えていると思えます。これが地域主権の名の下で下げられるようなことがあったら、私は社会の後退だと思います。残念ながら、今のこの法案ではそれが維持向上させられる保証がない、そういう心配するんですね。

山井さん、どうですか。絶対そんなことはあってはならない。その保証、どこにあるんですか。

○大臣政務官（山井和則君） 山下委員にお答えを申し上げます。

今回御審議いただいている法案においては、児童養護施設等の最低基準を廃止するのではなく、基本的に条例に委任することとしましたが、直接児童に対する処遇の質に大きな影響を与える基準として、今御指摘の人員配置基準や居室の面積基準などについては遵守すべき基準として全国一律の最低基準を維持することとしております。

その他の基準については参考とすべき基準として地方自治体の判断で定められることとしておりますが、各自自治体においてはそれぞれ適切な基準を定めるなど、処遇の質が確保されるように適切な措置を講じていただきたいと考えております。

私も、学生時代、一番児童養護施設でボランティアをして痛感しましたのが、やはり虐待を受けたお子さんたちは本当に多くの専門性のある職員が必要でありまして、山下委員御指摘のように、今の基準が最低限のぎりぎりだというふうに思っておりますので、是非これをこれからやはり地方自治体の創意工夫も含めて引き上げていただきたいと思っておりますし、原口大臣からもこういう地域主権、地方分権というのはやはりサービスを良くするための分権であるということをいつも御指導いただいておりますので、そういう思いと承知をしております。

○山下芳生君 本当にこれまでそういう施設で活動されてきた政務官だったら、こういう状況にはもっと危惧をして、そんなことはあってはならないと、最低基準は国の責任として守るんだと、すべての子供たちにこの基準は守って提供するんだという立場に立って当然だと思いますよ。それが、残念だけど、地域主権の名によって上がるんじゃないかと、そんな甘い考えじゃ駄目ですよ。地方の財政大変なんだから、地方にゆだねたら、下がることはあっても上がることはないという危惧いっぱい出ていますよ。本当に私は、そういう立場では駄目だと思います。

それから、一つ一つ、ですからちゃんと審議しないと駄目ですよ。どうなるのか、法律を通してから任せてくださいと、任せられないですね。ちゃんと国会で一つ一つ審議すると。それを全部後で政令にゆだねる、省令にゆだねるんだったら、政治主導の名が廃りますよね、そう私は思います。

それから、もう一つ聞きたい。

改定案では、都道府県が条例で基準を定める場合に、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとされているのは、現在の最低基準の事項すべてではありません。改定案四十五条、児童福祉法ですけれども、二項二号では、設備に関する事項であって児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるものとか、同三号では、運営に関する事項であって、厚生労働省令で定めるものとあります。つまり、今の最低基準の事項が全部そのまま従わなければならないものとはならないんです。それをどうするかというのは省令で決めている。

そうすると、例えば、現在保育所には調理室を置かねばならないということが定められております。これは、先

ほど山井政務官が読んでいただいた三つの基準でいいますと、一でも二でもありません。面積基準でも人員配置基準でもありません。これは省令でどうするかはこれから決められるんです。これが一体どうなるのかということが問われる。今分からないです。

それから、二枚目には、乳児院とそれから児童養護施設の職員配置、それはさっき言いましたね。

それから、三枚目には、それら乳児院、それから児童養護施設にもやっぱり調理室が今は必置規定になっておりますけれども、それから、養護施設には静養室というものも置かなければならない。乳児院には観察室とか診察室というものも置かなければならない。これは、このままこれも定めて守らなければならないことになるのかどうかは、これは省令にゆだねられることなんですね。それでいいのかと。これどうなるんですか。

○大臣政務官（山井和則君） 山下委員、御質問ありがとうございます。

確かに、今回の法案においては、児童福祉施設の最低基準について、先ほど申し上げましたように、配置する従業者やその数、そして居室の床面積、そして三番目に児童の適切な処遇及び安全の確保、秘密の保持、健全な発達等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定める事項といったこの三つに関しましては、サービスの質に大きな影響を与える基準として遵守すべき基準として、全国一律の基準に従い都道府県等は条例を制定することとしております。

それで、今、山下委員御指摘の、例えば調理室ですね、この調理室、児童福祉施設における調理室の設置や保育所における保育の内容などに関しても、この三番目の厚生労働省令で定める事項という中に入れたいというふうに考えております。

○山下芳生君 これも、今調理室はそうおっしゃいましたけど、いっぱいあるわけです、そういうものがね。一つ一つどうするのかということをやっぱり委員会、国会でちゃんと審議しないとこれは駄目です。これも是非きちっと出していただきたい。

委員長、これも検討していただきたいと思います。

○委員長（佐藤泰介君） 理事会で検討させていただきます。

○山下芳生君 調理室の件ですけど、先ほど、訪ねた山梨の児童養護施設の理事長さんがこう言っておりました。子供の育ちというのは、生理的欲求、すなわち食べること、寝ること、排せつすることを充足させるプロセスの中で人と人との関係性をつくることにあります。ですから、もし調理室が外されて、調理が外注化されて、どこかで作ったものがそのままできましたというんで持ってこられるんだったら、調理、食べることを通じて人と人との人間性というのが奪われちゃうと。目の前でお母さんが作っている、目の前で職員さんが料理してくれている、自分たちのために作ってくれている、それが出されたというその関係性の中で育ちというのがあるんだというふうに、僕はなるほどなと思いました。

そういうものがこの地域主権の名によって奪われたりしたら、子供の育ち、発達が阻害されることになると思います。ですから、一つ一つ吟味しなければならぬ問題を一括してやるのは間違いだということを申し上げて、質問を終わります。